

日本歯科東洋医学会認定歯科衛生士制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、東洋医学とその関連領域の専門知識と経験を有する歯科衛生士を育成することにより、歯科医療の発展と向上を図り、歯科保健の充実と増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため日本歯科東洋医学会（以下「学会」という）は、日本歯科東洋医学認定歯科衛生士（以下、「認定歯科衛生士」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

第3条 (1) 学会は、認定歯科衛生士ならびに認定に関連する認定研修会を審査するため認定委員会を置く。
(2) 認定委員会の委員（以下「認定委員」という）は、会員で構成し、理事会の議を経て学会会長が委嘱することとする。
(3) 委員会は若干名で構成され、委員の互選により委員長を置く。
(4) 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4条 認定委員会は次の各号に示される事務を行う。

- (1) 認定歯科衛生士申請者の審査および認定
- (2) 認定歯科衛生士の登録および認定証の交付
- (3) 認定歯科衛生士研修会の審査および認定
- (4) 認定歯科衛生士研修の基準と必須項目の内容の決定
- (5) 認定歯科衛生士の更新の審査および決定
- (6) 資格喪失の審査
- (7) 認定歯科衛生士制度実施に必要な各種様式の作成
- (8) その他認定委員会の運営に必要な事務

第3章 認定歯科衛生士研修

第5条 認定歯科衛生士研修は、歯科東洋医学に関する歯科衛生士業務のための医療技能を修得させるとともに、診療に関して、適切な助言等を与えることのできる能力を養成することを目的としていなければならない。

第6条 認定研修は次の各号に示される内容とする。

- (1) 本学会の会員として継続して在籍し、歯科東洋医学ならびにそれに関連する領域の歯科衛生士業務および研究を行うこと
 - (2) 学会の学術集会に出席すること
 - (3) 歯科東洋医学に関連する研究報告を、学会で発表すること
 - (4) 歯科東洋医学に関連する研究報告を、学術刊行物に発表すること
 - (5) 東洋医学とそれに関連する領域の歯科臨床に従事していること
 - (6) 認定研修会を受講すること
2. 認定研修の細目については別に定める。

第7条 認定歯科衛生士資格については、細則に定める。

第4章 認定歯科衛生士資格の認定と更新

第8条 学会は、認定歯科衛生士として認定された者を登録し、認定証を交付するとともに、日本歯科東洋医学会誌および学会の総会において報告する。

- 第9条
- (1) 認定歯科衛生士の認定期間は6年間とし、引き続き認定を希望する者は、6年毎に資格の更新を行わなければならない。
 - (2) 認定歯科衛生士の更新をする者は、別に定めるところの認定研修の項目を満たさなければならない。
 - (3) 認定歯科衛生士の更新をする者は、更新手数料を添え、申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第5章 認定歯科衛生士の資格喪失

第10条 認定歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会、常任理事会、理事会および総会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科衛生士の免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 資格更新の手続きを行わなかったとき
- (5) 認定委員会で認定歯科衛生士として不相当と認められたとき

第11条 認定歯科衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再びその資格を申請することができる

第6章 補則

第12条 学会会員は、認定委員会の決定に関する異議を学会常任理事会に申し立てることができる。

第13条 この規則を変更する場合は、常任理事会の議を経て、理事会および総会の承認を必要とする。

第14条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議を経て常任理事会が別に定める。

付則

第1条 この規則は令和6年9月30日から施行する。